福知山市入札監視委員会(令和元年度 第1回)議事概要

| 開催日時及び場所 | 令和元年7月30日(火) | | |
|--|--|-------------|--|
| | 午後2時00分~4時15分 福知山市役所6階 601会議室 | | |
| 出席委員氏名(職業) | 委員長 荻野 伸一 (弁護士) 委員長 荻野 伸一 (弁護士) 委 員 菊田 学美 (行政書士・特定社会保険労務士) 委 員 吉田 周邦 (公認会計士) | | |
| 議事概要 | 1 報告事項 ・業者受付状況・格付基準ほか ・フレックス工期による契約方式の試行について ・最低制限価格の見直しについて 2 議事 (1) 平成30年度下半期の入札・契約の実施状況について (2) 抽出工事に関する審議について (3) 次回抽出委員の選出 ・菊田委員を選出(五十音順で2名の持ち回り) | | |
| 審議対象期間 | 平成30年10月 1日 ~ 平成31年 3月31日 | | |
| 審議対象件数 | [工事] 139件 | [委託役務業務] 6件 | |
| 公募型指名競争入札 | 1件 | | |
| 内 条件付一般競争入札 | 2 8件 | | |
| おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお | 9 6 件 | | |
| 随意契約 | 14件 | 6件 | |
| 抽出案件数 | 4件 | 1件 | |
| 委員からの意見・質問 | 意見・質問 | 回 答 等 | |
| とそれに対する回答 | 別紙のとおり | 別紙のとおり | |
| 委員会意見の内容 | ○随意契約を適用する場合は、適用する条項やその理由を十分検討するとともに、契約に至った経過や理由を整理していただきたい。○工事発注の際には十分な事前調査を行ったうえで設計積算し、変更契約が減るようなルール作りを進めていただきたい。 | | |

別紙

「1 報告事項について」

意見・質問 □ 答 等 ○フレックス工期の試行とあるが、試行を受けて本格実施されるのか、それともこのまま試行を続けられるのか。 ○今の要領だと、始期は90日間遅らせてもよいが、終期は変更無しということか。 ○始期が遅れると、工期が短縮になり残業が増えて労務費がアップしたりするのではないか。その中で施工業者の選択として本当にこの方式が有効なのかを考えて欲しい。

「2 平成30年度下半期の入札・契約の実施状況について」

| 意見・質問 | 回答等 | |
|--------------------|------------------------------|--|
| ○指名停止の運用状況の中で、指名停止 | 袋池改修工事について、平成30年12月28日付け | |
| の理由が「契約相手の責めに帰すべき | で契約を行なったが、受注者から契約解除の申し出が | |
| 事由により市が契約に定める発注者の | あり、福知山市工事請負契約約款第 45 条第 2 号及び | |
| 解除権を行使したため。」とあるが、具 | 第6号により契約解除となった。 | |
| 体的にはどのようなことであったの | | |
| か。 | | |
| | | |
| | | |

1 農政第20号 袋池改修工事…随意契約

意見・質問

- ○3,800 万円程の当初契約額が 1,000 万 円程増額になっているが変更の中身は 何か。
- ○当初の入札段階では土砂を使うことを 前提に契約したが、その後新たな状況 が出てきたということか。
- ○堤の土を削って池の底に埋め、池の面 積が広がるのか。
- ○その作業も含めて受注者が実施したと いうことで、追加内容としては問題な いと考えているか。
- ○抽出理由は、随意契約であることと、 変更額が大きいことだが、随意契約と なった経過が分かりにくいのであらた めて詳細に説明願いたい。
- ○当初、条件付一般競争入札であったも のを、受注者が降りたから、その入札 の2番手となる業者と契約したという ことだが、これは随意契約の概念に入 るのか。
- ○もう一度入札手続きをせずに、入札条

回答等

当初はため池の堤の土を再使用する予定であった が、土質調査の結果、含まれている水分量が想定より 多く、再利用できないと判断した為、新しく土を購入 し800万円程の増額も含め約1,000万円の増額となっ た。

底樋管というものがため池の底にあり、その管の取 替えを行う為に堤を掘削して一旦土を撤去し、その際 に発生する土を再利用する計画であったが、再利用で きなかった為、土を処分し購入することになった。

池自体は狭くなる。堤の余裕高が不足していた為、 確保する為に堤を高くした関係で、池の中に盛土を追 加しており、池の容量は少なくなっている。

問題ないと考えている。

当初、条件付一般競争入札という形で実施し、平成 30年12月28日に契約を締結している。その後、受 注者から契約解除の申し出があり、入札時に応札のあ った業者のうち落札者を除いて唯一有効札であった 業者と随意契約を行なっている。

まずは価格競争を行い、その後契約解除となった為 随意契約に至っている。

随意契約は例外的な契約であり、基本的には価格競 争による契約を行なっているが、今回の現場は老朽た め池の改修であり、防災上の観点等もあった為、出水 期までにため池を改修する必要があるという判断で 随意契約を行なった。

指名競争入札の場合、例えば 10 者指名し、不調の 件を満たしていた業者を相手方として 場合は別の 10 者を指名する、という形になるが、今 契約を行なったという解釈でよいか。

○随意契約のルールがあったと思うが、 このような場合に、随意契約が可能で あるというルールの記載はどこにある

か。

- ○契約の目的が代替性のないものにあたるということか。普通に考えれば、「契約の目的が代替性のないものである時」という条項には当たらないように思うが、どのように考えてこの条項に当たると判断したのか。
- ○入札参加者が 2 者しかおらず、1 者が 契約解除された為、残り 1 者しかいな い、時間も無い中で新たな契約者を探 すのは厳しいということで、6 号か 13 号で「契約の相手方が 1 人しかいない とき」「その他市長が必要とする契約を するとき」にあてはまるのではないか と考える。
- ○相手方から契約解除したいと言われた 理由は何か。

回は条件付一般競争入札であり、金額規模に応じた等級の業者全てに募集をかけた中での入札である為、次に控える業者が無い、という整理の中で、有効札を入れた業者と随意契約を行なった。

「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号その性質又は目的が競争入札に適さないもの」という条項及び「福知山市財務規則の施行についての例規通達第4第5項第1号契約の目的が代替性のないものである時」という二つの条項を用いて随意契約としている。

現場の状況から、早急に工事を着手し完成を目指さなければならない状況であり、入札での応募者の状況から判断してこの条項を適用した。

金額規模に応じた業者全てに募集をかけており、適合すると考えている。

価格競争による受注者の決定を基本とする中で、随 意契約を行わなければならない場合は、ガイドライン に則った形で契約を進める。

落札後、工期内に完成出来ないということが判明したということで、受注者側から申出があった。

- ○落札率は何パーセントだったのか。
- ○2 者で話し合いを行なったと推察される余地があるのではないか。

緊急性が高いのは分かるが、平成25年から準備が始まり、最終的に平成29年度に設計して、平成30年度に事業実施という流れの中で、何をもって緊急だからと判断されたのか。平成30年度に絶対完成しなければならないという緊急性は何処にあったのか。

- ○変更内容について、設計段階で確認す る方法は無かったのか。
- ○今後資料には、案件の抽出理由を書いておいていただきたい。
- ○どうして随意契約という形を取ったの かという点については、今後随意契約 によって契約を締結される場合には、 十分留意して判断していただきたい。

当初の落札率は90.0%である。

1 者には、指名停止というペナルティも課されており、競争性が保たれた中での入札であったと理解している。

早い時期に発注しておけば、もう一度入札をやり直 すなど、また違う展開もあったのではないかと想定さ れ、反省すべき点の多い案件であった。

現状から推察すると、入札の時期が年度後半の遅い 時期になっていたことが、当初落札した業者との契約 解除となり、随意契約を行なうこととなった要因の一 つであると思われる。

設計段階でボーリング調査を行い、再利用できると 判断して設計を行ったが、着工後掘削を行なった結 果、再利用できないことが判明した。

今後、資料に掲載するよう改善する。

2 道河第 53 号 川北荒木線 (川北橋) 下部工 (P01, P1 橋脚) 工事…条件付一般競争入札

意見・質問

○11 者で入札を行なったが、10 者辞退して残った 1 者が落札したということだが、結論から言えば競争入札でなくなり、応札者 1 者を選ばざるを得ない。選択の余地が無く、競争入札の有効性が保たれていないのではないかという危惧がある。

なぜこんなに辞退が多かったのか把握 しているのか。

○積算金額が予定価格を超える業者が複

回答等

10者の辞退理由は、積算金額が予定価格を超過した 者が4者、配置予定技術者の確保が出来ない者が3者、 工期内完成が困難な者が3者、以上が10者の辞退の 理由となっている。

担当課がその業者を指名して、信頼できるから契約

数ある中で、工事を行う上で受注者の 実行力・技術力を踏まえ、要員配置や 工期の遵守が確実に出来ることが確信 できていたのか。

○先ほどの案件も同様であるが、結局1 者で価格が決まってしまい競争性が低くなっている。災害復旧工事が今後も 出る可能性がある中で、こういった事態が今後も発生するのではないかという危惧がある。

フレックス工期も工夫の一つではあるが、電子入札では、他者が全て辞退された中で、入札されたのは1者だけというのは前もって分るのか。

○競争性を確保するためには、工事発注 が重なり、市内業者の応札が少ない時 期には、多少入札参加資格要件を変え ていくような工夫をしなければ、今後 も同じような事態が続出し、結局落札 率が上がってしまい競争性が働かな い、という事態が起こってくる危惧が あるので、規模の大きな工事について は、資格を含め検討する必要があるの ではないか。

○変更理由に記載の間知者について、変更で処分費の増額を行なうとあるが、 こういうことは、事前に分かるのではないか。

するということではないが、受注者が本市内でも優秀 な業者であるということは理解しており、現在も真摯 に施工されている。

今回の入札は、A1 等級という最上位の格付けをしている業者を対象とした一般競争入札である。

誰が手を上げるか分からない状況を、競争性の一つの要素として判断している。

辞退の多い状況について、辞退者から辞退理由の提 出を求め、状況把握に努めている。

多くの札が入る状況がより良い入札であると考え ているが、本件の競争性については適正に確保されて いるものと判断している。

開札する時点で応札者が1者という事については、 事務局で把握できる。

また、一般競争入札の場合は、1 者の場合であって も競争性が確保されていると考えており、入札を中止 することはない。

秋に開催する第2回の入札監視委員会において、今 年度上半期の入札状況の報告を行なう予定である。

入札参加者の少ない災害復旧案件等が数多くあり、 落札率の高い案件もある。

指摘のあった競争性の確保について、市外業者も対象に含めることの検討も、選択肢の一つではあるかと考えているが、基本は、市内に本社本店のある業者に発注することで、地域経済の発展につながる形を目指して行きたい。

工事数と業者数のバランスは見ていきたいと思うが、今の需給状況は少しバランスが崩れており、発注 時期も含め、引き続き検討していきたいと思っている。

災害発生後短期間で積算を行ったため、草の生い茂った中に一部だけ間知石の部分があったが、気づかず 積算しており、その分処分費が増額したもので、しっかり調査していれば、確認できたと考えている。

意見 • 質問

○当初 1 億 800 万円だったものが、最終的に 1 億 2000 万円になった。結果論だが、この 1 億 2000 万円という数字は予定価格に近い。

落札業者の立場でみれば、結果的に高い入札価格で落札できた形になったということに対して、説明はできるのか。 誰が考えても一般的に想定されていない事項がこの変更工事内容だと言えるのか。

○左右の川岸に分かれて工事をしている とあるが、片方については写真を見る 限り、終わっている。

この工事の際は、今回の変更理由で出てきている地盤が計画より固かったということはなかったのか、それとも左右で全く土質が異なることがあるのか。

- ○変更後の工期が先月頃までとなっているが、これ以降も変更はあったのか。
- ○変更理由の中で、地元との協議で防草 シートや階段を作る等が追加されてい るが、それだけ別発注で、一旦この工 事の終了後に別途工事をすると、費用 は高くなるのか。

回答等

変更内容については、撤去している最中に撤去予定ではないところからコンクリートブロックの塊が出てきたことや、土留施工時に矢板を圧入すると、想定より地盤が固く、硬質地盤に対応する工法への変更が必要となったことなど、当初の設計外の内容について変更しており、適正な変更であると判断している。

左右では地盤も異なるため、橋の設計時にはボーリングを実施し、そこで土質試験も実施している。

ただ、長年に渡る蓄積物や古い橋梁を造ったとき に、どんな地固めを行なったのか想定できない場所が あり、計画以上に硬い地盤が出てきたということもあ り、今回の対応をせざるを得なかった。

工事は現在完成しており、変更額は資料に記載のある第3回の変更で終了している。

費用面では、大きい工事の中に入れる方が安くなる。

一連の工事の中で地元から階段を作って欲しいとの要望があり、それについては、護岸ブロックを施工する予定の場所に、切り欠きを入れて設置しなければならないということもあり、工事の一部という考え方で整理している。

旧道路用地の利用方法については、発注前から地元 と協議を行なっていたが、最終的にまとまらず、工事 期間中に調整を行なった結果、工事内で変更を行なう 事となった。 ○入札参加者は当初の想定されている工事内容で入札を行なっており、変更は安易にすべきではない。やむを得ない、ということだが、どの部局も安易に変更に臨んでいるように感じられる。地元からの要望は期限を区切って受け付ける等の対応をとり、変更はもう少し慎重にすべきであると考える。より適正な競争を行なう、という意味において、安易な変更が減るようなルール作りが出来ないか。

入札参加者は当初の想定されている工 出来るだけ変更がないようにというのは、言い換え 事内容で入札を行なっており、変更は れば、当初しっかり現場精査をして設計積算を行なう 安易にすべきではない。やむを得ない、 べきであるということであると考える。

変更の額が大きい場合、当初からそれを含めていれば、その分野を得意とする業者がいるかも知れないという観点でも、改善していく必要がある。

付ける等の対応をとり、変更はもう少 また、変更事務については取扱要領という内規を定 し慎重にすべきであると考える。より めており、審査を行なっているが、審査が十分に出来 適正な競争を行なう、という意味にお ていないことがあったかもしれないので、御意見を踏いて、安易な変更が減るようなルール まえて今後の案件に対応していきたい。

4 下水工第37号 和久市第1ポンプ場放流渠改修工事…条件付一般競争入札

意見・質問

○変更は、施設が老朽化したための耐震を含めた改修のようだが、コンクリートの施設があり、コンクリートの劣化が見つかり脆くなっている等は、当初の補修の中に入っているものではないのか、後で調べて変更した、というのは違和感がある。

回答等

設計時の調査段階では、コンクリートの強度を測る 為に、2 箇所コンクリートのコアを抜き、押し潰す圧 縮強度試験や中性化を調べている。

設計時に調査した部分については、施工時に中性化 を調べた場所ほどひどくなかった。

当初予定していた管更生工法では、中性化が進んでいても、コンクリートを剥がさずにモルタルを打設することで、既設部分と一体化させることで強度を保つ方法であった。躯体の形状から管更生工法が使えなくなったため、途中から耐震診断の方法を変更した。耐震診断の方法を変更したときに2つの設計の考え方を整理しておれば、今回の設計変更の必要がなかった可能性はある。

○当初の見積をする時の工事内容は、耐震は想定されていなかったのか。

管更生工法は、管更生工法に対応した耐震の計算を 行う。

今回は躯体の形状が一般的ではなく、全く別の耐震 診断の方法となった為、改修の工法も変更となった。

○入札に応募する業者には仕様が不明確 だったということか。 耐震化に関しては、三次解析を行ない耐震性を考慮 した計算を行なっており、発注した工法で耐震性に関 して問題は無い。 ○現場が進む中で、コンクリートの劣化 が著しい部分があり、その部分に対応 する指示を市として行なったというこ とか。

元々は管更生で内面を綺麗に出来ると想定していたが、今回の工法では耐震補強する部分以外は既設コンクリートのままとなるため、防食塗装が必要となる。当初計画していた防食塗装の施工中に、施工する部分のコンクリートの中性化が進行しており、剥がれ易くなっている事が判明した為、中性化した部分を撤去した方がよいということになった。

○新たに工事を追加したということか。

追加となった。

○受注業者は、技術的に優れたものを持っているのか。

本工事は、A1 等級での条件付一般競争入札で、福 知山市の中で十分技術力のある業者である。

○変更理由の一つに、当初予定した耐震 化の工事は形状が複雑であった為金額 が増えたと説明があったように聞いた が間違いか。

形状が複雑な為、耐震設計の方法の変更を行なうことは、発注前に行なっており、発注後に工法を変えたということではない。

○形状が理由で変更になったということではないということか。

形状が原因で変更した訳ではない。

○警察協議によって交通誘導員を増員するとあるが、そのことでどれ位増額になっているのか。

当初18人を予定していたが、36人に増えた。金額では諸経費を含めて約29万円の増額である。

○交通誘導員は当初計画をする段階で、 必要人数のルールは無いのか。今回増 員になったのは特別な場合か。 片側交互通行の場合に何名、交差点で何名という積 算をしているが、今回の場合、当初計画していなかっ た矢板の打ち込みが必要になり、道路から作業を行う 必要が生じた為、交通誘導員を増員した。

○入札辞退が 7 者あるが、その辞退理由 はどのようなものか。 2 者が現場代理人の人員確保が出来ない、積算を積上げたが金額が合わない者が2者、工期内完成が困難な者が3者、以上7者となっている。

○工事の種別は土木一式だが、一般的に 土木工事は業者で正確な積算が出来る と聞いたが、そのような状況で2者が 予定価格では無理だといっている。

金額に関しては、3者が応札し、2者がほぼ同じ87~88%、あと1者が予定価格同額で、上位2者が同程度の入札金額であり、落札金額に関しては不自然な部分は無いと考える。

抽出案件の2番でも同様に予定価格では無理というのが何者かあったが、そもそも予定価格の設定がおかしいのか、入札をしようとする業者の積算がおかしいのか、わざと落とさないようにしているのか、何か推測できることはあるか。

特殊工事における業者の積算金額は、時期や業者間の取引状況により変動があると考えられる。

本工事は、年度末へ向けて工期が厳しかったのは確かで、その状況下で人員確保等様々な要因があり、見積りが合わない部分があったのではないかと推測している。

5 福知山市上下水道事業等包括的民間委託業務…随意契約

意見・質問

- ○業務範囲としては、窓口対応から水道 施設の維持管理・計画までを業務委託 する中で、施設そのものの維持管理と いう概念について、水道施設の配管の 取替えや、上下水道施設の補修など、 具体的にどこまでが維持管理の中に入 るのか教えて欲しい。
- ○契約金額が固定費 19 億 3,200 万円、変動費 5 億 9,300 万円という形で契約をしているが、固定費と変動費の内訳はどのようになっているか。
- ○固定費の中身は人件費か。
- ○固定費の積上げの根拠はあるか。
- ○直営以外の業務が委託するものであ 従来からの業務 り、新規業務も含めて新しい業者が行 務となっている。 なうということか。
- ○5 億 9,000 万円の変動費のうち実際発生した分だけ修繕費が発生するということでよいか。
- ○応募があったのが 1 企業体だけで、他

回答等

維持管理の部分について、監視業務を主とする水道 施設の運転管理、機器の突発的な修繕等を維持管理に 含んでいる。耐用年数を過ぎた水道管の更新は市が実 施する。

包括的民間委託については、完全民営化と混同されがちだが、経営を完全に民間に委譲するものではない。

変動費は年間の修繕費1億997万9千円を上限として5年間で5億9,300万円となっている。それ以外については固定費として支払っている。

人件費が大きく占めている。

厚生労働省の、維持管理に関わる費用の積上げの基準に基づき設計を行なっている。

従来からの業務委託が 45 業務、新規の業務が 9 業 務となっている。

5年間で、5億9,000万円で契約し、年毎に変更は 行わない。最終年度にそれまでの修繕料を積上げて、 変更契約をしたいと考えている。

問合せは全部で4者あり、その内応募があったのが

に応募の意思を示された業者は無かっ | 2 者であった。 たのか。

- ○2 者を比較して、企業規模、見積、配 置予定技術者の資格や経験については 他の業者の方が評価が高かったが、最 終的に、配点の高い維持管理業務につ いての考え方及び営業業務についての 考え方についての部分の得点が高い 為、総合的に点数が高くなったという イメージで良いか。
- ○配点も結構高い配点率だったという理 解でよいか。
- ○見積価格についての配点にはルールが あると理解してよいか。
- ○25 億円の契約をして、今まで掛かって いた市の財政の中で、同額若しくはそ れ以上のコスト削減があって然るべき ではないかと思うが、そのような計画 となっているのか。
- ○職員の数が 83 人から 59 人に減ってい るが、正職員については簡単に解雇す るわけにはいかないので、何処かへ異 動することになる。年間 5,000 万円と いう削減額は上下水道事業だけをみた 5,000 万円の減額なのか、福知山市全体 を見た 5,000 万円の減額なのか。人が 他の部署に異動して他の部署では費用 が増額となっているのではないか。
- ○従来の事業で45業務あって、これを纏

そのとおりである。

全体の評価 20 点及び、提案項目の 50 点は外部委員 3 名で評価点をつけていただいている。業務実施面と 見積価格についての30点は市で採点している。

一定ルールを持って配点している。一番安価な見積 業者に15点配点している。

以前は市で業務を1つ1つ設計していた為、諸経費 が高くなる部分があったが、一つに纏めることによっ て諸経費を安くすることが可能となった。

また、従前であれば、車が数台必要であったが、そ ういった部分でも費用が削減でき、5,000 万円の削減 が出来たと考えている。

この 5,000 万円はあくまで上下水道会計でみたもの である。ただ、市全体で考えると、上下水道部職員の 異動を前提にして、新規職員の採用を控えており、市 全体として費用の増加がないよう計画している。

プロポーザルの際に、下請をどのように行なうのか めて委託出来るので経費削減できる、と┃ヒアリングをしたところ、今回の受注者に関しては、

れるとの話なので、再委託を受託される 業者は福知山市内の業者だと思うが、そ 負金額と同額で契約をしていると聞いている。 の業者からすれば、元々は 100 という数 字で請け負っていたものが、元請業者が 間に入ることで 80 になってしまったと いうことが起こりうると思うが、その点 については何か配慮されているか。

のことであったが、受託業者は再委託さ 地元へ発注していくと聞き取っている。今年度につい ては従前から業務を行なっている業者と、前年度の請